

松江市上下水道局建設工事予定価格事前公表試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市上下水道局の入札・契約事務の透明性の確保を図るため、予定価格の開札前の公表(以下「事前公表」という。)を試行するため、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象工事)

第2条 事前公表の対象は競争入札に付すすべての建設工事とする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、前条の工事に係る予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く金額)とする。

(事前公表の時期)

第4条 事前公表は、次に掲げる時期に行なうものとする。

1 一般競争入札 松江市建設工事に関する契約規則(昭和五十一年松江市規則第22号。以下「規則」という。)第4条に規定する入札の公告をしたとき。

2 指名競争入札 工事請負入札の施行についての通知文その他の方法による通知

(事前公表の方法)

第5条 事前公表は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

1 一般競争入札 規則第4条に規定する新聞への掲載、掲示その他の方法による公告

2 指名競争入札 工事請負入札の施行についての通知文その他の方法による通知

(予定価格封書の開封)

第6条 事前公表の際には、予定価格調書を開封するものとする。

(入札回数)

第7条 入札回数は一回とし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は行なわない。

(失格)

第8条 予定価格が公表してあるにもかかわらず、予定価格を超える入札を行なった者は、失格とする。

(留意事項)

第9条 入札の執行にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

1 入札場所には、予定価格を掲示する。

2 入札執行者は、入札執行前に前第7条及び第8条の内容について周知するものとする。

(落札者がいない場合)

第10条 落札者がいない場合は次の各号に定めるところによる。

1 一般競争入札 再度、規則第4条に規定する入札公告を行なわなければならない。

2 指名競争入札 再度、規則第17条に規定する手続きを行い、指名業者を改選し指名競争入札に付さなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するほか、事前公表にあたり必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成十五年十二月一日より施行し、同日以後に公告又は指名の通知をする工事について適用する。

附則

この要綱は、平成二十五年四月一日より施行する。

